

# 第1章 マニュアルの基本的な考え方

## 1 策定の趣旨

災害時においては、その発生直後の食料や水の確保は生命維持に関わる重要な問題である。また、食品入手ルートが遮断したり、調理設備が損壊することによる食環境の変化は、食欲不振や料理をする気力の減退、摂取食品の偏り等をもたらす。

これらの状況が、避難生活において長期化することにより、栄養状態の悪化を招き、健康状態に大きく影響する。さらに、被災住民の中には、「普通の食事ができない人(食事に配慮が必要な人)」もいることを認識して、対応していくことが必要であることが明らかになっている。

本マニュアルは、被災住民の食生活や栄養状況がより早く平常時の状態まで回復するよう、関連する機関、職種と連携を図りながら、発災直後からの食料確保や支援物資の有効活用、栄養評価を踏まえた支援活動を迅速かつ効果的に展開するために策定したものである。

## 2 位置づけ

徳島県地域防災計画に基づき策定された「徳島県災害時保健衛生活動マニュアルー栄養対策」を効果的にすすめる目安となるものとして作成する。

## 3 特徴

### (1) 災害時栄養・食生活支援活動内容の明確化

支援に必要な活動機関の役割及び支援活動の流れの目安が明確になるよう、時系列別に関係機関が行うべき活動について、「災害時栄養・食生活支援活動の概要」として整理した。

- 初動体制の確立 ⇒ 概ね災害発生後24時間以内
- 緊急対策 ⇒ 概ね災害発生後72時間以内
- 応急対策 ⇒ 概ね4日目から2週間まで(避難所対策が中心)
- 応急対策 ⇒ 概ね3週間目から2か月まで(概ね仮設住宅入居まで)
- 復旧・復興対策 ⇒ 概ね2か月以降(仮設住宅対策や新しいコミュニティづくり)

### (2) 平常時の対策を重点的に記載

「災害時栄養・食生活支援活動」を迅速かつ効果的に行うためには、平常時の備えが必要であることから、平常時の活動を重点的に記載している。

## 4 災害時栄養・食生活支援活動の目的

災害時における支援活動の目的は「被害を最小限に止める」、「二次的健康被害の防止」、「早期回復」であり、災害直後はDMAT(災害派遣医療チーム)等に代表される医療救護活動が優先されるが、被災住民の栄養状態の悪化を食い止め、通常の食生活へ回復させるためには、避難生活の長期化を見据えた発災直後からの栄養・食生活支援活動が重要となる。

このことから、災害時栄養・食生活支援活動の目的は、「健康状態を維持するために必要な栄養を確保する」ことであり、一般被災住民への食料供給に加え、「食事に配慮が必要な人」(本マニュアルでは、「災害時要配慮者」と記載)への支援も求められる。

また、地域のニーズに応じた栄養・食生活支援活動を展開するためには、平常時からの体制整備及び関係部署、関係機関等との連携が何より重要である。

## 災害時栄養・食生活支援活動

### 災害時における支援活動の目的

- 被害を最小限に止める
- 二次的健康被害の防止
- 早期回復

### 災害時栄養・食生活支援活動の目的

健康状態を維持するための必要な栄養を確保する

- 災害時要配慮者の把握・対応
- 食料供給体制の整備
- 円滑な食事提供の運営, アセスメントの実施(質の確保)
- 二次的健康被害予防(地域の栄養評価)
- 被災給食施設への後方支援

### 平常時に必要なこと

上記の活動を「迅速」かつ「効果的」に展開するために備える

- 体制整備
  - ◇ 栄養・食生活支援活動の位置づけの明確化
  - ◇ 関係機関・団体と連携した支援体制づくり
  - ◇ 食料, 飲料水の備蓄及び供給体制の整備 等
- 食料・飲料水供給部門との連携
- 保健活動等の各専門チームとの連携

### 「食事に配慮が必要な人」とは

栄養確保の観点から、避難所等で普通の食事ができない人のことをいう。

- ① 乳幼児(粉ミルク, 離乳食等が必要な人)
- ② 高齢者等で嚥下困難な人(かゆ食や形態調整食等が必要な人)
- ③ 慢性疾患患者で食事制限が必要な人(糖尿病, 腎臓病, 食物アレルギー患者等)
- ④ 病院等の被災給食施設で食事療養を必要としている人 等

対 象	食品の種類	内 容
糖 尿 病 対 応	エネルギー調整食品	糖尿病食調製用食品 (主食, 主菜, 副菜の組み合わせ他)
腎 臓 病 対 応	たんぱく質調整食品	低たんぱく米, 低たんぱくおかず他
食物アレルギー対応	アレルギー対応食品等	アレルゲン除去粉乳, アレルギー対応おかず他
高 齢 者 対 応	形態調整食, とろみ剤	やわらか煮, ミキサー食, 栄養補助食品
便 秘 対 応	食物繊維強化食品等	食物繊維, 乳酸菌, オリゴ糖等を含む食品

## 5 関係機関等の役割と連携体制

被災した住民及び給食施設に対して、迅速かつ効果的な災害時栄養・食生活支援活動を行うためには、様々な関係機関との連携が不可欠である。

平常時からそれぞれの関係機関等の役割を共有し、顔の見える連携体制を整備する。

### (1) 関係機関の役割

#### 【市町村】

被災市町村は、避難所等において、被災者の健康状態を維持するために必要な栄養・食生活支援活動の第一線を担う。

#### 【給食施設】

被災給食施設は、給食施設において、給食提供の継続及び給食の早期平常化を目指した栄養・食生活支援活動の第一線を担う。

#### 【保健所】

被災地保健所は、市町村、給食施設が担う避難所及び給食施設等における栄養・食生活支援活動のマネジメント役を担う。

#### 【県健康増進課】

県健康増進課は、市町村、給食施設が担う避難所及び給食施設等の被災地域における栄養・食生活支援活動のサポート役を担う。

※ 市町村、給食施設、保健所、県健康増進課における平常時及び災害時の具体的な取組については、「災害時栄養・食生活支援活動の概要」及び第3章・第4章に記載。

#### 【(公社)徳島県栄養士会】

##### <平常時>

- 日本栄養士会災害支援栄養チーム(JDA-DAT)リーダーを中心にスキルアップ研修及び訓練を実施する。
- 災害時に応援が可能な管理栄養士等についてリストアップし、確保しておく。

##### <災害時>

- 被災状況に応じて、県健康増進課と連携し、栄養チームのメンバーとして栄養・食生活支援活動を支援する。

#### 【徳島県食生活改善推進協議会】

##### <平常時>

- 「災害時に役立つ食事支援ハンドブック(一財)日本食生活協会発行」等を活用した自己学習や研修会等を実施し、会員のスキルアップを図る。
- 市町村と連携し、炊き出し体制の確認を行うとともに、一般家庭における食料備蓄の促進を啓発する。

**<災害時>**

- 被災市町村のニーズに応じて、県健康増進課と連携し、被災市町村における避難所等における炊き出し及び食の自立促進等の食生活支援を行う。

**【徳島県集団給食施設協議会】****<平常時>**

- 適切な備蓄食品の確保、備蓄計画、保管等の普及・周知に努め、施設内の災害対応体制の整備について推進する。
- 研修・訓練等を通じて、施設間における顔の見える関係づくりを平常時から構築し、相互支援に備える。

**<災害時>**

- 被災給食施設のニーズに応じて、県健康増進課と連携し、給食施設への後方支援を行う。

**【管理栄養士養成施設】****<平常時>**

- 災害時栄養・食生活支援は、被災者のQOLを維持、向上させ、命を守る支援であることを、講義等を通じて指導する。
- 災害時に担う役割(栄養調査の支援及び助言、学生ボランティアによる炊き出し支援等)を、関係機関等と共有するとともに、施設内の体制整備を推進する。

**<災害時>**

- 被災状況に応じて、県健康増進課と連携し、必要な支援活動を展開する。

**栄養チーム**

※ 被災地保健所が中心となり、被災地の状況やニーズに応じて活動支援拠点又は活動拠点を中心に活動する。

※ 人員及び活動調整については、総括保健衛生コーディネーターと連携の上、県健康増進課が中心となり行う。

**(1) 栄養チームの役割**

- 被災者の健康状態を維持するために必要な栄養・食生活支援体制を支援する。
- 被災給食施設における給食の早期平常化を目指した取組を後方支援する。

**(2) 活動内容**

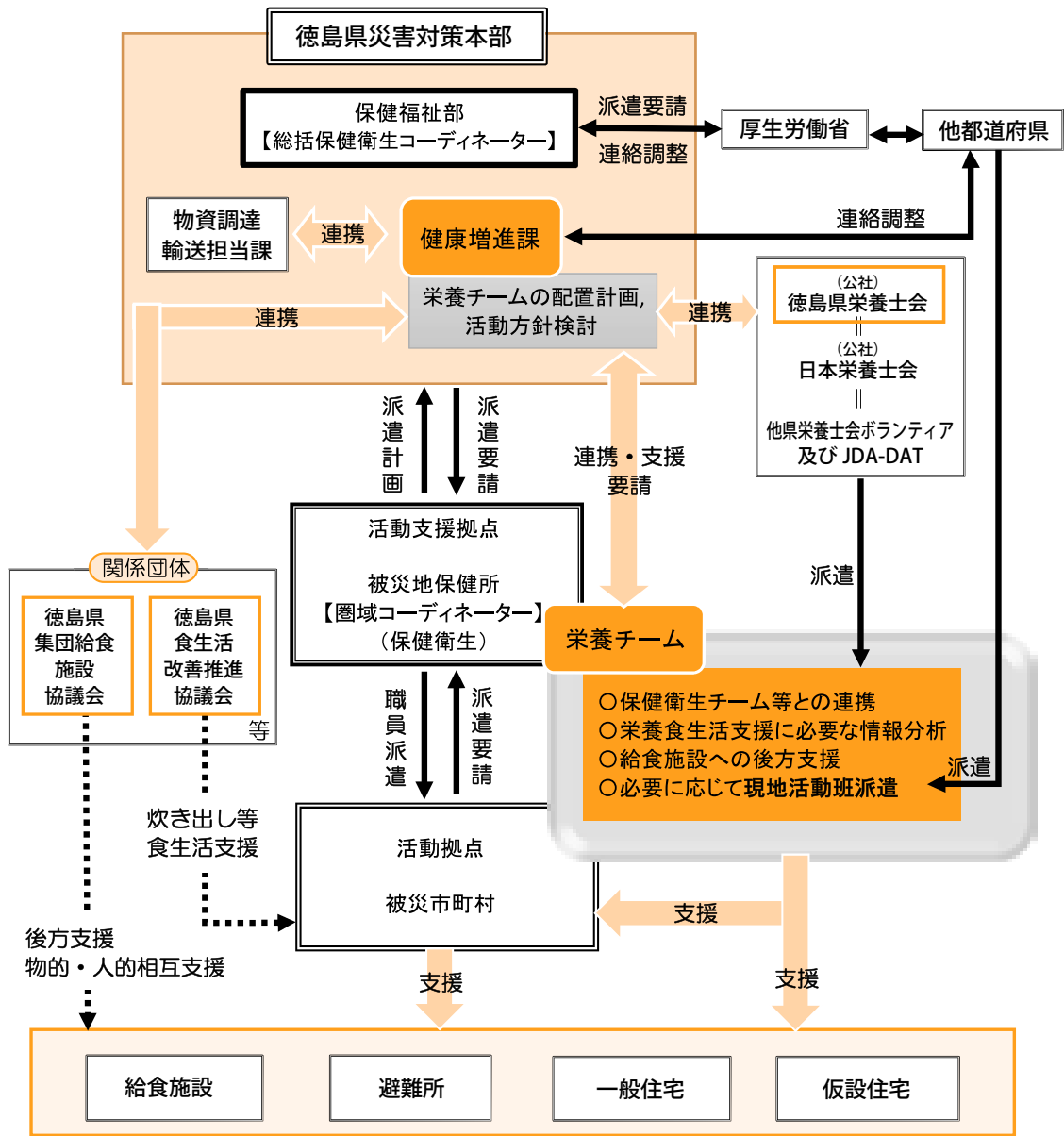
- 適正な食生活を維持するための食料確保を調整する。
- 栄養・食生活支援に必要な情報を分析する。
- 現地活動班を構成し、必要に応じて被災市町村等と連携した支援活動を行う。  
⇒ 災害時要配慮者への対応、食事提供の実施と栄養管理、避難所食事調査等
- 被災給食施設における食事提供が早期に回復されるための後方支援、施設間の相互支援をサポートする。

**(3) 構成メンバー**

- 徳島県行政栄養士、他都道府県行政栄養士、(公社)徳島県栄養士会ボランティア、他都道府県栄養士会ボランティア等

(2) 連携体制

災害時栄養・食生活支援活動連携体制図（例示）



【連携体制の流れ】

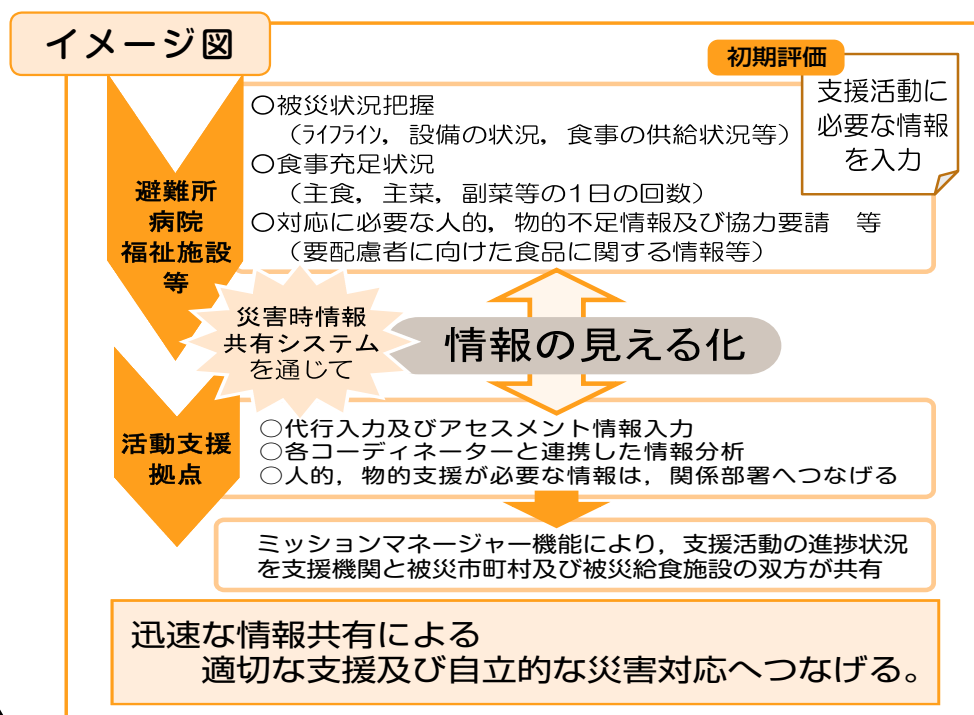
- ① 県内で災害が発生した場合、被災市町村、保健所からの報告内容をふまえ、県災害対策本部で派遣計画を検討の上、県健康増進課は栄養チームの設置計画及び活動方針等を検討する。
- ② 被害が甚大でマンパワーが不足する場合は、必要に応じて、栄養チームを拡充するため、県健康増進課は、(公社)徳島県栄養士会を通じて、県内及び他都道府県栄養士会ボランティア(JDA-DAT等)へ、厚生労働省を通じて他都道府県へ応援を要請する。
- ③ 徳島県食生活改善推進協議会、徳島県集団給食施設協議会等の関係団体、関係機関と平常時から連携し、災害時における支援体制を構築しておく。

## 6 災害時情報共有システムによる情報共有

広域大規模災害時には、関係機関との情報の収集・伝達・共有が困難となることから、人や物の資源が不足して初期対応に大きな支障が生じるだけでなく、情報不足から、欲しいものが欲しいだけ届かないことが考えられるため、「徳島県災害時情報共有システム」を有効に活用し、関係者、関係機関の間で災害情報の共有を円滑に行い、限りある資源の有効活用を図る。

### 「災害時情報共有システム」とは

県・市町村、ライフライン事業者等の中で、災害情報の共有を円滑に行うため、すだちくんID(後述)を使用し、各担当職員が有する携帯電話等を入力端末とした発生源入力システムとして構築。入力及び閲覧は、インターネット経由で、携帯電話やスマホ、タブレット又はパソコンから行うことができ、同一基盤上で情報を閲覧することにより、各組織間、組織内各階層における迅速な情報共有を実現するとともに、自立的な災害対応につなげるために活用する。



## 重要

### 災害時には、迅速な情報共有が重要です!!

- インターネット環境があれば、パソコン、携帯電話やスマホから入力できます。
- 災害時情報共有システムを活用することにより、関係機関等における情報共有が可能となるので、紙ベースでの報告は不要です。

活用するためには

## まずは、すだちくんメールに登録しましょう!

(<http://www.ourtokushima.jp>)

平常時準備しておくこと

- ① 入力担当者を複数決めておく。
- ② 代行入力の仕組みを用意しておく (どんなときに誰が)
- ③ 入力項目を共有し、入力訓練を実施する。
- ④ 停電時の対応を検討しておく。
- ⑤ システムが使用できない場合に備え、必要な報告様式を確認しておく。